

立命館大学理工学部土木工学科 正会員 笹谷 康之
立命館大学理工学部土木工学科 学生会員 ○西脇 陽介

1. はじめに

1997年9月に行われた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、議長国である日本は積極的なイニシアチブを発揮することができなかった。このことが地球温暖化防止に向けた国内対応の推進力となり、1998年10月には、日本で初めての地球温暖化防止を目的とした法制度である、地球温暖化対策推進法が成立した。これには、地方への分権体制による、地球温暖化防止活動の質的変換に向けた制度が、定められている。その中で最も特徴的なものが、市民活動の集約に向けた都道府県センターのしくみである。都道府県センターが行う事業は、地球温暖化防止に関わる、環境NGOの助成、市民（団体）への助言や指導、調査研究、社会一般への情報の提供、とされている。この都道府県センターには、市民活動の効率の向上という面では期待できるが、産・官・学・民によるパートナーシップ構築の促進という面では期待できない。

地球温暖化に関しては、産・官・学・民の単独による対策では不十分であるため、地球温暖化防止活動を円滑に推進するために、パートナーシップ構築を促進させる手立てを考慮する必要がある。

こうした有効な手立ての一つには、パートナーシップを構成する各主体を仲介する機能を持った組織（Intermediary：媒介者）の参画がある。また、脆弱な体質を持つ市民団体に対する支援も考慮しなければならない。

本研究では産・官・民のパートナーシップ型の都道府県センターの機能を明らかにし、これに参画する団体の活動に求められる事業を提案する。

2. 研究方法

本研究では次の3つの調査から、滋賀県草津市における産・官・民のパートナーシップにおいて、都道府県センターおよび（財）草津市コミュニティ事業団（インターメディアリー）にも止められる機能について明ら

かにした。

- 1) NGOのアンケート調査：全国の環境NGOネットワークである気候ネットワークが、1998年12月に行われたCOP3一周年企画の参加者に、主に地球温暖化防止活動の現況・都道府県センターの設置と運営への参加意思・都道府県センターに望む機能についてアンケート調査を行った。（回収72/300 回収率24%）
- 2) 環境市民滋賀（環境NGO）についての調査：筆者が、約一年（1998年2月～1999年2月）の間、草津市を拠点とする環境NGO、環境市民滋賀の活動に参加し、活動の現状を調査した。
- 3) 草津市コミュニティ事業団についての調査：市の外郭団体で、住み良い地域社会の創造を目的とした活動を行う、草津市コミュニティ事業団の活動を、資料から調査した。

3. アンケートにみる都道府県センターの機能

サンプルの31%が地球温暖化防止活動を行っているとの結果がでた。こういった企画（COP3一周年企画）に参加する中でも、さらに、活動を行い最新の情報を知っているのは約3割といえる。決して活発と言えないこの状況を活発な状況に変えていくには、都道府県センターが様々な面で利用できる貴重な機能を有することが必要であろうと考えられる。

アンケート結果には多くの環境活動分野の情報に関するニーズがあったことから、都道府県センターは、多様な活動に関する情報の蓄積性と検索性を持ち、これらをいつでも見られるようデータベース化を図る必要があると考える。

4. 環境市民滋賀の活動にみる必要な支援

環境市民滋賀の活動から必要な支援について明らかにした。

- 1) 学習の機会の提供
中心的な活動への参加人数が少なく、そのほとんど

がボランティアであるために、団体内部における役割で手一杯になってしまうことが多く、対外作業を幅広く円滑には行えていない。よって、企業・行政とのパートナーシップを構成していくにあたっては、人材の運営知識や環境に関する専門知識の拡充が必要であり、そのためには学習の機会の提供を受ける必要があると考えられる。

2) 交流の機会の提供

環境市民滋賀が団体として草津市や市内の企業などに関わることはほとんど無く、このため交流が無いという状況にある。これらの主体との連携の緊密化を図るには、交流を重ねる必要がある。よって交流の機会が必要であると考えられる。

3) 情報データベースの整備

環境市民滋賀では情報源を個人に頼るところが大きく、このため、突発的に情報が流れてくる、情報にまとまりが無い、との理由から、円滑にその情報に対応できなかったり、一つの情報に振り回されることがある。よって、検索性を有するデータベースの整備が必要であると考えられる。

5. 草津市コミュニティ事業団の特徴的な活動

草津市コミュニティ事業団が行う特徴的な活動とその効果には、以下のようなものがある。但し、これらは全て生成過程にあるものである。

1) 学習の機会の提供

各種スクールの開催などによる、学習の機会およびスペースの提供により、これに参加する多様な人材の育成が図られつつある。

2) 交流の機会の提供

各種ワークショップの開催などによる、企業・行政・市民団体の交流の機会およびスペースの提供により、交流が増し、これらによる連携の緊密化が図られつつある。

3) 情報ネットワークの整備

情報ネットワーク誌の発行などにより、各主体間の情報ネットワークの整備が図られつつある。

6. 都道府県センターの事業に必要な機能と分担

アンケート、草津市コミュニティ事業団の活動、環境市民滋賀が必要とする支援についての調査から、地球温暖化防止活動の推進、また、そのためのパートナーシップ構築の推進のために、必要であると考えられ

る機能とその効果を図1のように考察した。

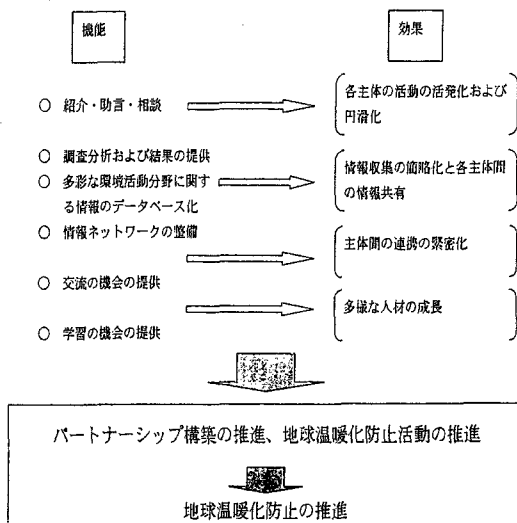


図1. 必要と考えられる機能とその効果

しかし、これら全ての機能を都道府県センターに求める事はその活動に大きな荷を与えることであり、現実的ではないであろう。それを解決するには、図2に示す滋賀県草津市を対象とした考察のように、都道府県内の各市町村におけるインターメディアリーへの機能分担を行うことが有効であると考え、滋賀県草津市について図2のように提案を行った。

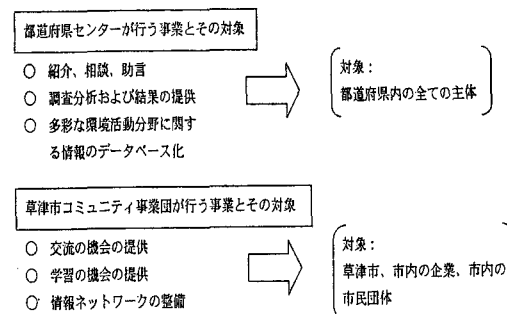


図2. 滋賀県草津市における機能分担

また今後においては、センターの運営に適切な、民法第34条で定められる非営利法人の確保、都道府県センターが事業を行っていくに当たっての企業および草津市の積極的な参加、草津市にある立命館大学および学生の活動との有機的な連携、等が課題となると考えられる。

参考 URL

<http://www.kusatsu.or.jp/com/com.html>

(財)草津市コミュニティ事業団

<http://www.eic.or.jp/eanet>

環境庁